

香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第62号

香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則

香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（平成26年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用) 第12条 条例第22条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。 2 略</p>	<p>(費用) 第12条 条例第22条 <u>(条例第26条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)</u> に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。 2 略</p>

第1号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

請求者 住 所

(〒)

氏 名

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

利用証番号

香川県公文書等の管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

	文書番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
利用に係る特定歴史公文書等		
利用の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (□窓口での交付 □郵便又は信書便による送付) <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付 (□窓口での交付 □郵便又は信書便による送付)	
備 考		

※受付年月日 年 月 日

- 注 1 □については、該当するものに「L」を記入してください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 記載に不備があるときは、香川県公文書等の管理に関する条例第16条第2項の規定により補正を求めることがあります。

第1号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

請求者 住 所

(〒)

氏 名

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

利用証番号

香川県公文書等の管理に関する条例第15条の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

	文書番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
利用に係る特定歴史公文書等		
利用の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (□窓口での交付 □郵便又は信書便による送付) <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付 (□窓口での交付 □郵便又は信書便による送付)	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 県の区域内に住所を有する個人 <input type="checkbox"/> 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人 県の区域内の事務所又は事業所の名称及び所在地 [] <input type="checkbox"/> 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地 [] <input type="checkbox"/> 県の区域内の学校に在学する者 在学する学校の名称及び所在地 [] <input type="checkbox"/> 県の機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの 利害関係の内容 []	
備 考		

※受付年月日 年 月 日

- 注 1 □については、該当するものに「L」を記入してください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 記載に不備があるときは、香川県公文書等の管理に関する条例第16条第2項の規定により補正を求めることがあります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の第1号様式による特定歴史公文書等利用請求書は、改正後の第1号様式による特定歴史公文書等利用請求書とみなす。
- 3 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。